（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第二十四条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号中「並びに」を「、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の二の表三の項第二欄中「第十一条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

第七十一条の四の表三の項第二欄中「第十一条の二第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

第七十一条の五の表三の項の項下欄中「第十一条の二第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第七十一条の七の表船員保険法施行令第十一条の三第一項及び第二項の項上欄中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第九十四条第三号中「、船員保険法第五十六条若しくは第五十七条」を削り、同条第四号中「、船員保険法第二十四条の三」を削る。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第二十六条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「及び通勤によるもの」及び「（職務上の事由又は通勤によるものを除く。）」を削る。

第十二条第二号中「及び通勤によるもの」を削る。

（全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二十七条　全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十七条とし、第十九条中「法第百六十条の二」の下に「又は船保法第百二十四条」を加え、同条を第二十六条とする。

第十八条を第二十五条とし、第十四条から第十七条までを七条ずつ繰り下げ、第十三条中「ものは、」の下に「健康保険勘定に係る」を加え、同条を第二十条とする。

第十二条中「キャッシュ・フロー計算書」の下に「並びにこれらの附属明細書」を加え、「第五号」を「第十号」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の六条を加える。

（附属明細書）

第十四条　法第七条の二十八第二項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ　引当金明細（引当金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ロ　資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細（資本金、準備金、積立金及び剰余金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ハ　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

二　次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ　国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ　役員及び職員の給与費の明細

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、重要と認められる費用及び収益の明細

（重要な会計方針の注記）

第十五条　財務諸表には、財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一　有価証券の評価基準及び評価方法

二　棚卸資産の評価基準及び評価方法

三　固定資産の減価償却の方法

四　引当金の計上基準

五　法第百六十条の二及び船保法第百二十四条の準備金の計上基準

六　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

七　その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

（重要な会計方針の変更に関する注記）

第十六条　重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に注記しなければならない。

一　会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

二　表示方法を変更した場合には、その内容

（貸借対照表及び損益計算書の注記）

第十七条　有形固定資産の減価償却累計額の記載その他貸借対照表及び損益計算書に関する注記については、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の規定の例による。

（重要な後発事象の注記）

第十八条　貸借対照表日後、協会の翌事業年度以降の財政状況、運営状況及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を財務諸表に注記しなければならない。

（決算報告書）

第十九条　法第七条の二十八の決算報告書は様式第十一号により作成しなければならない。

第十一条を第十二条とし、第十条第一項第三号中「書類」の下に「（健康保険勘定に限る。）」を加え、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条第一項中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条中「収入支出予算は」の下に「、第二条第一項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け」を加え、同条を第六条とする。

第四条第一号中「第七条」を「第八条」に改め、同条第二号中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第三号中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条中「健康保険法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第二条　協会の会計においては、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「船保法」という。）に基づく船員保険事業に関する業務に係る経理については船員保険勘定を、その他の事業に関する業務に係る経理については健康保険勘定を設けて経理するものとする。

2　協会は、第二十二条の借入金、第二十三条の資金の運用、第二十五条の重要な財産の処分等及び第二十六条の準備金について、前項に掲げる経理の区分に従い、同項に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。